第２回　金融審議会資金決済ワーキング・グループ

資料１－１

事務局説明資料（銀行等におけるAML/CFTの高度化・効率化に向けた対応）

2021年11月11日

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

１．共同機関に対する業規制の概要（案）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

２．FATFによるAML/CFT業務の共同化に関する評価と課題　・・・・・・・・・・・　６

３．共同機関における個人情報の適正な取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（参考）海外のAML/CFT業務の共同化の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

第１回資金決済WG（2021年10月13日）における委員の主な御指摘①

（共同化の意義）

○　AML/CFTは利用者保護においても重要な意義を有する。犯収法上の取引時確認等が詐欺等の関与者の捕捉に役立つ反面、取引時確認の実行が図られていないところでは捕捉が難しく、被害回復が難しいばかりか、詐欺事犯等を助長するおそれがある。そのため、取引フィルタリングや取引モニタリングの在り方を含めて、全体として実効的なシステムが必要。

○　金融機関がAML/CFTに投下できる資源には限界があるため、AML/CFTに関する体制整備に問題を抱える金融機関が存在するのであれば、取引フィルタリングと取引モニタリングを対象とするシステムの共同化は、このような状況を改善できる可能性。

○　モニタリングに関し、個別行のみで防止可能なものもありうるが、金融システムのネットワーク全体でしっかりと取り組むという観点から、共同化は必要。

○　異常値の発見に関し、客観的で正確なデータが集まることが重要。より多くのデータや客観的な知見に基づく分析が実施されるという方向性は適切。

（共同化の対象）

○　高リスク領域の代表的なものである為替取引に関し、各銀行等において継続的な顧客管理を適切に行うことを前提として、取引フィルタリングと取引モニタリングについて国が支援することは適切な対応。

○　共同化の法制的な枠組みに関し、為替取引を念頭に置き、預金取扱金融機関から共同機関への委託を想定しているが、次いで、大口資金の送金が可能な第１種資金移動業者も含めていくべき。マネロン等は脆弱な部分が狙われるため、その他の送金や類似のサービスの提供者も、同時ではなくても、同様の枠組みに含めていくことが必要。

○　AML/CFTは、取引の種類を考慮することが必要。その種類に応じたリスク軽減策を取らなければならない。AML/CFTは対応自体が非常に複雑であり、高度な技術や知見が必要な分野であるため、全ての取引を共同化の法的な枠組みの対象にしようとして時間をかけるのではなく、為替取引から実効性を担保していくことは現実的。

（業規制）

○　共同化には、適切な業務運営を図るための法的な枠組みが必要。運営主体には、高い水準で役割を果たせる体制や業務運営等が求められ、それらを踏まえ、規制の在り方を検討する必要。

第１回資金決済WG（2021年10月13日）における委員の主な御指摘②

○　共同システムの運営主体と利用する銀行等間の責任の所在に関し、基本的には、主体である各銀行等が責任を持つ可能性が高いが、例えば共同システムの誤情報に基づき、銀行等が取引すべきでない者と取引をしてしまった場合も考えられるため、実情を踏まえ監督対応を行うべき。

○　個人の機微情報も含まれている顧客管理データの取扱いについて、悪用を防ぐことは当然であるが、漏えい事故等が起きないように、高度なデジタル技術の活用と法的ルールの明確化の両面から対策を講じるべき。

（個人情報の取扱い）

○　国民の理解が必要なため、個人情報の適切な取扱いの確保が、システムの共同化にあたり非常に重要。

○　情報環境が劇的に変化し、個人情報の適正利用やプライバシーへの配慮はより慎重になる必要。情報の収集、分析評価、情報の管理、共有、フィードバック、システムのガバナンス等において、個人情報保護法の匿名加工情報や仮名加工情報の考え方を踏まえ、適切な仕組みの検討が必要。

（共同機関における実務）

○　業態により、顧客の属性や種類、規模が異なり、パラメーターや敷居値の設定に大きく影響を及ぼす可能性もあるため、システム設計の際にはそのような可能性も踏まえ、検討する必要。

○　共同システムを作る場合、各行独自の情報システムを改修し、標準化することが必要であるならば、共同システムを作る段階で、綿密にすり合わせることが必要。

○　共同システムの運営主体は集中的に情報が集まるため、共有すべき情報を関係団体に積極的に発信することも重要。

（国民の理解）

○　AML/CFTは、利用者にも負担が生じるもの。金融機関のみが努力をしても利用者の理解が得にくいため、政府も広報等を通じて、そのような負担について、周知を進めるべき。

○　消費者にとっては、サービスの利用にあたり、安心安全であることも重要であるが、可能な限りストレスフリーで利用できることも重要。銀行窓口での本人確認等が煩雑だと思う人が一定数存在することも考えられるため、AML/CFTにより可能な限り利便性が損なわれないようにするという観点も必要。

１．共同機関に対する業規制の概要（案）

共同機関に対する業規制の概要（案）

（共同機関に対する業規制の基本的考え方）

○ 共同機関が多数の銀行等から委託を受け、その業務の規模が大きくなる場合、
- 銀行等による共同機関に対する管理・監督に係る責任の所在が不明瞭となり、その実効性が上がらないおそれ
- 共同機関の業務は、AML/CFT業務の中核的な部分を行うものであり、共同機関の業務が適切に行われなければ、日本の金融システムに与える影響が大きいものとなりうる

➡ 共同機関に対する業規制を導入し、当局による直接の検査・監督等を及ぼすことで、その業務運営の質を確保する。

対象業務	• 銀行等（預金取扱等金融機関・資金移動業者）からの委託を受けて、為替取引に関して、以下の業務を行うこと ① 顧客等が制裁対象者に該当するか否かを照合し、その結果を銀行等に通知する業務（取引フィルタリング関連の業務） ② 取引に疑わしい点があるかどうかを分析し、その結果を銀行等に通知する業務（取引モニタリング関連の業務）
参入要件	• 一定の財産的基礎 • 適切なガバナンスの下で業務を的確に遂行できる体制の確保（業務の実施方法等）など
兼業規制	• 個人情報の適正な取扱い等との関係で、一定の制限が必要 • 取引フィルタリング・取引モニタリングに関連するものが基本
個人情報の適正な取扱い	• 多くの個人情報を取り扱うとの業務特性に鑑み、銀行等と同様の個人情報保護法の上乗せ規制（一定の体制整備義務等）
検査・監督	• 業務の適正な運営を確保する観点から当局による検査・監督を実施

２．FATFによるAML/CFT業務の共同化に関する評価と課題

FATFによるAML/CFT業務の共同化に関する評価と課題①

○　金融活動作業部会（FATF）のレポート（2021）では、データプーリングや共同分析について、以下の通り指摘している。
ー　タイムリーかつ負担の少ない方法でマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る要求を遵守することが可能となる
ー　ビッグデータやAI等の高度な分析の活用は個人情報が共有されている場合や、プロセスの十分な説明可能性が不足したまま、偏ったり、誤った結果をもたらす可能性がある場合には、基本的権利や個人の権利に対するリスクを伴う

Stocktake on Data Pooling, Collaborative Analytics and Data Protection （FATF 2021）　抜粋

- **データプーリングや共同分析により、金融機関はマネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスクをよりよく理解し、評価し、軽減することが可能**となる。その結果、**マネー・ローンダリング及びテロ資金供与について、よりダイナミックに、効果的かつ効率的に特定することが可能**となり、**民間企業がよりタイムリーかつ負担の少ない方法でマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る要求を遵守することが可能**となる。また、**犯罪者が不正な資金を洗浄するために国内外の複数の金融機関と取引を行い、それぞれの金融機関が限定的で部分的にしか取引を把握してないという情報格差を利用することを防ぐことができる**。
- **複数の金融機関が共有したデータに、高度な分析を適用することで単一の機関では検知できないような傾向や潜在的に疑わしい活動について明らかにすることができる**。
- 近年の技術進歩により金融機関は大量の構造化データや非構造化データをより効率的に分析し、パターンや傾向をより効果的に特定できるようになった。**ビッグデータやAI等の高度な分析の活用は金融分野におけるAML/CFTのコンプライアンスを強化する可能性があるが、個人情報が共有さている場合や、プロセスの十分な説明可能性が不足したまま、偏ったり、誤った結果をもたらす可能性がある場合には、基本的権利や個人の権利に対するリスクを伴う**。例えば、金融機関は高度な分析を活用することで、より正確に疑わしい活動を特定し、顧客をスクリーニングし、リスクを管理することができる。**高度な分析の精度は、データセットの規模や、質、関連性に大きく依存する**ため、これらのツールの有効性や効率性は（金融グループの内外における）金融機関の情報共有能力に依存する可能性がある。

（出所）FATF (2021), *Stocktake on Data Pooling, Collaborative Analytics and Data Protection,* FATF, Paris, France,

FATFによるAML/CFT業務の共同化に関する評価と課題②

○　FATFのレポート（2021）では、
　―　データ・プライバシー及び個人情報保護がAML/CFTに係る情報共有にあたっての主な課題とされ、
　―　AML/CFTと個人情報保護については、各国の法制の下で、バランスの取れた形で考慮されなければならない、と指摘。

金融機関間のAML/CFTに係る情報共有のための新技術の利用に関する主要な課題

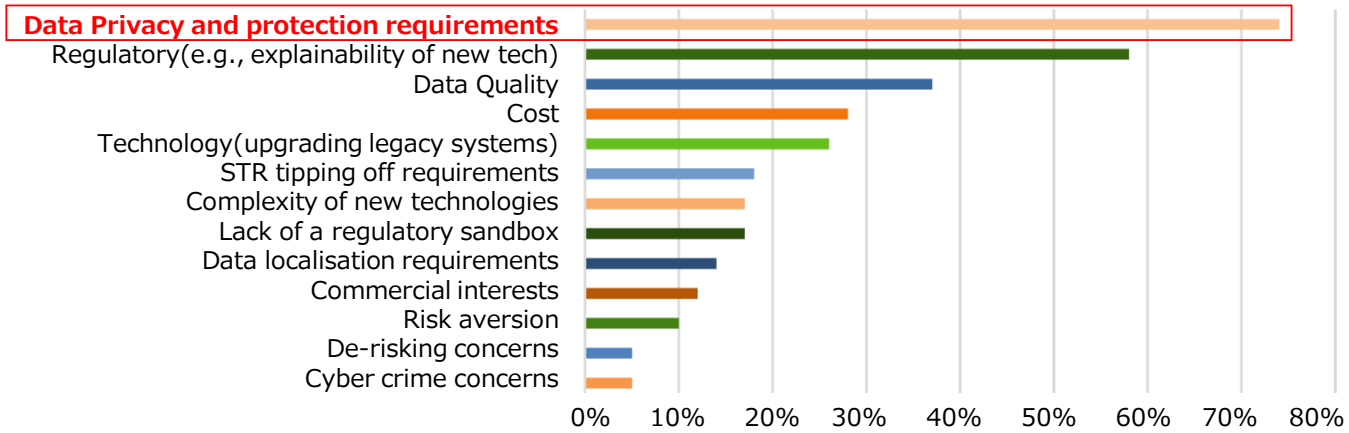

■Stocktake on Data Pooling, Collaborative Analytics and Data Protection （FATF 2021）　抜粋

- **データを交換、蓄積、分析する技術は、国内及び国際的な法的枠組みに従って個人情報を保護しなければならない。**
- **人権法を含む国際法に基づく加盟国の義務を遵守しつつ、AML/CFTと個人情報保護については、バランスの取れた形で考慮されなければならない。**
- **金融機関は特定の明確な目的を果たすために必要な個人データのみを収集・処理し、それらの目的に相容れない方法で処理を進めるべきではない。**また、**個人を特定できる情報へのアクセスを必要としない、より侵襲性の低い方法では達成できない特定の目的を達成するために、情報を共有するべきである。**加えて、**収集したデータは必要以上に長く保持するべきではなく、互換性のあるデータ保護のルールを持たない企業に移転するべきではない。**

（注）FATFは2020年11月にオンラインでAML/CFTの各国の当局及び民間セクターの関係者（学術研究機関、金融機関及び技術開発者を含む。）に質問書を配布し、合計188件の回答が得られた。回答者の地域属性は、欧州53%、南北アメリカ大陸20%、アジア・オセアニア18%、アフリカ９%。また、回答者の所属は、パブリックセクター39%、民間セクター54%、その他（NPO、シンクタンク、学者等）７%。
　この質問において回答者は、上記のリストから最大４つまで選択することが可能。
（出所）FATF (2021), *Stocktake on Data Pooling, Collaborative Analytics and Data Protection,* FATF, Paris, France,

３．共同機関における個人情報の適正な取扱い

共同機関における個人情報の適正な取扱い①（取扱う個人情報）

○　共同機関においては、業務実施にあたり、政府機関等が公表する「制裁対象者リスト」や、銀行等が利用者から取得した「顧客情報」や「取引情報」といった個人情報を含む多くの情報を取り扱うこととなる。

＜共同機関が行うことが想定される「事務」の例＞

①**「取引フィルタリング」**関連
- 「制裁対象者リスト（注１）」をこれを公表している政府機関等から、収集、保有、最新化。
- 「顧客情報・取引情報（注２）」を銀行等から提供を受けて、当該情報と上記リストとを照合し、その結果を銀行等に通知。

②**「取引モニタリング」**関連
- 「顧客情報・取引情報」を銀行等から提供を受けて、取引に疑わしい点があるかどうかを分析し、その結果を銀行等に通知。

③ 業務に必要となる「情報システム・プログラム」を開発、管理・運用、更改(高度化)する(必要に応じ、システムベンダー等に委託)。

（注１）国の機関・外国の政府機関・国際機関等が公表、（注２）銀行等が、取引にあたり顧客から提供を受けたもの

共同機関の業務（イメージ）

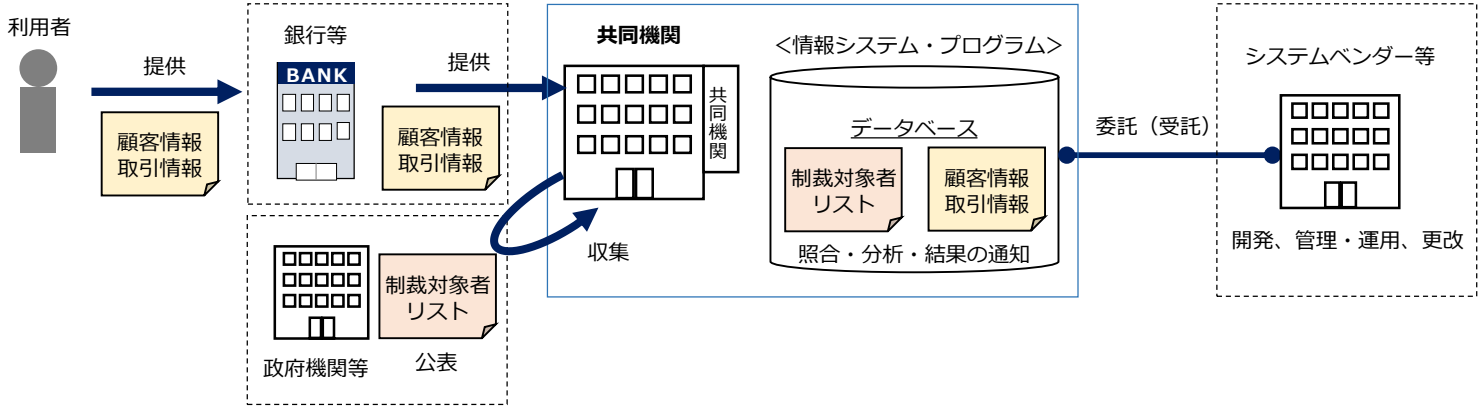

＜共同機関が取り扱うことが想定される「情報」（個人情報を含む）の例＞

制裁対象者リスト	・制裁対象者の氏名・生年月日・住所・国籍・出生地・役職・旅券番号など（具体的なイメージはＰ16参照） ・その他政府関係機関等により公表されている制裁対象に関する情報
顧客情報/取引情報	・依頼主情報（氏名・生年月日・顧客番号・住所・国籍・業種・口座情報（預金種別・口座番号・残高情報）等）、受取人情報（氏名・金融機関名・口座番号等）、取引チャネル（店頭、ATM、ネットバンキング等）、送金金額、取扱通貨、送金目的、取引日時など ・分析システムの開発・更改（高度化）時の学習に必要なものとして、過去一定期間の取引に係る上記情報、これまでの取引の中で、最終的に疑わしい取引の届出を行ったか、行わなかったかの情報

共同機関における個人情報の適正な取扱い②（適正な取扱いに向けた対応）

○　多くの個人情報を取り扱うこととなる共同機関においては、個人情報の適切な取扱いの確保は極めて重要。
○　共同機関は、個人情報保護法に基づく各種規制・監督等に服することとなるが、
　―　多数の銀行等からの委託を受けて、多くの個人情報を取り扱うこととなるとの業務特性を踏まえ、
　―　個人情報保護法の上乗せ規制として、共同機関に対する業規制において、個人情報の適正な取扱いに関する以下の規律を課した上で、履行状況について、業規制に基づく検査・監督を行うことが考えられる。

個人情報保護法の上乗せ規制として、**業規制**に盛り込むことが考えられる**体制整備義務等の規律**

情報の安全管理措置

- 業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講ずべきこと

個人利用者情報の安全管理措置等

- 共同機関が取り扱う個人である銀行等の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るための措置を講ずべきこと

非公開情報の取扱い

- 共同機関が取り扱う個人である銀行等の利用者に関する非公開情報（業務上知り得た公表されていない情報）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保や目的外利用を防止するための措置を講ずべきこと

目的外利用の禁止

- 共同機関の役職員等の業務上知り得た情報の目的外利用の禁止
- 共同機関から委託を受けた者等についても同様であること

秘密保持義務

- 共同機関の役職員等の業務上知り得た秘密を保持すべきこと
- 共同機関から委託を受けた者等についても同様であること

共同機関における個人情報の適正な取扱い③（関連し得る規定（利用目的の特定・通知又は公表））

○　共同機関の個人情報の取扱いの適正性は、業規制に基づく規制・監督等に加えて、共同機関における業務実施方法や個人情報の取扱いに係る個別具体的な態様を踏まえ、個人情報保護法やそのガイドライン等に基づき確保される必要があり、共同機関においては、例えば、以下の各点に留意することが必要と考えられる。

＜1＞　**銀行等が個人データを共同機関に提供する際の**銀行等の顧客に対する**「利用目的の特定・通知又は公表」**に関して

利用目的の特定

- 銀行等（個人情報取扱事業者）は、個人情報を取り扱うに当たっては、その**利用目的をできる限り特定**しなければならない（参考：法第15条第１項）

利用目的の変更

- 銀行等は、**利用目的を変更する場合**は、**変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲**を超えて行ってはならない（参考：法第15条第２項）

目的外利用

- 銀行等は、**原則**として、**あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない**（参考：法第16条第１項）
- **人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合**であって、**本人の同意を得ることが困難であるとき**は、**あらかじめ本人の同意を得ることなく**、特定された**利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができ**、具体的には、**「事業者間において、暴力団等の反社会的勢力情報、 振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、 意図的に業務妨害を行う者の情報について共有する場合」**や**「不正送金等の金融犯罪被害の事実に関する情報を、関連する犯罪被害の防止のために、他の事業者に提供する場合」**が該当する（参考：法第16条第３項第２号、GL通則編p36）

利用目的の通知・公表

- 銀行等は、**個人情報を取得した場合**は、**原則**として、**あらかじめその利用目的を公表している場合を除き**、速やかに、その**利用目的を、本人に通知し、又は公表**しなければならない（参考：法第18条第１項）
- 銀行等は、上記にかかわらず、**原則**として、本人との間で契約を締結することに伴って**契約書その他の書面（電磁的記録を含む）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合**その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、**あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示**しなければならない（参考：法第18条第２項）
- 銀行等は、**利用目的を変更した場合**は、**原則**として、**変更された利用目的**について、**本人に通知し、又は公表**しなければならない（参考：法第18条第３項）

＜参考＞現在公表されている銀行の「個人情報の利用目的」の例

- **犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため**
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

（出所）個人情報の保護に関する法律（令和４年４月１日施行）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（令和３年10月一部改正）より作成

共同機関における個人情報の適正な取扱い④（関連し得る規定（本人同意の要否））

＜2＞ **銀行等が個人データを共同機関に提供する際の**銀行等の顧客による**「本人同意の要否」**に関して

原則

- 銀行等（個人情報取扱事業者）は、**原則**として、**あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない**（参考：法第23条第１項）
- **「本人の同意」**とは、**本人の個人情報が、銀行等によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する**旨の当該本人の意思表示をいい、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該銀行等が認識することをいい、**事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法**によらなければならない（参考：GL通則編p28）

例外

- **人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合**であって、**本人の同意を得ることが困難であるとき**は、**あらかじめ本人の同意を得ることなく**、**第三者に個人情報を提供することができ**、具体的には、**「事業者間において、暴力団等の反社会的勢力情報、 振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、 意図的に業務妨害を行う者の情報について共有する場合」**や**「不正送金等の金融犯罪被害の事実に関する情報を、関連する犯罪被害の防止のために、他の事業者に提供する場合」**が該当する（参考：法第23条第１項第２号、GL通則編p36）

委託に伴って個人データが提供される場合（共同機関が第三者に該当しない場合）

- 銀行等が**利用目的の達成に必要な範囲内**において**個人データの取扱い**の全部又は一部を**委託することに伴って当該個人データが提供される場合**には、当該個人データの**提供を受ける者（共同機関）は、上記第三者に該当しない**（参考：法第23条第５項第１号）
- この場合において、当該提供先（共同機関）は**銀行等から委託された業務の範囲内でのみ**、**本人との関係において提供主体である銀行等と一体のものとして取り扱われることに合理性がある**ため、**委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない**（参考：GL通則編p78）
- 複数の銀行等から個人データの取扱いの委託を受けている者（共同機関）が、**各銀行等から提供された個人データを区別せずに混ぜて取り扱っている場合**は、**委託された業務以外に当該個人データを取扱っている**こととなる（参考：法Q&Ap52）

その他（個人情報該当性）

- **複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータ（重み係数）**は、学習済みモデルにおいて、特定の出力を行うために調整された処理・計算用の係数であり、**当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては**「個人に関する情報」に該当するものではないため、**「個人情報」にも該当しない**と考えられる（参考：法Q&Ap２）

（出所）個人情報の保護に関する法律（令和４年４月１日施行）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（令和３年10月一部改正）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ＆A（令和３年９月10日更新）より作成

共同機関における個人情報の適正な取扱い⑤（想定される取扱い事例）

○　共同機関においては、業規制等に基づく適切な規制・監督等の下で、例えば、下記事例のように、
- 　各銀行等から共同機関に提供される個人情報は、分別管理し、他の銀行等と共有しない、【事例１】
- 　さらに、共同化によるメリットの一つである分析の実効性向上を図る観点から、これに資するノウハウを特定の個人との対応関係が排斥された形（個人情報ではない形）で共有する、【事例２】

ことにより、個人情報の保護を適切に図りつつ、プライバシーにも配慮した形で、共同化によるAML/CFTの実効性向上等との適切なバランスが確保されるものと考えられる。

○　なお、共同機関において、各銀行等から提供された個人情報を共有して利用することは、ある銀行等から他の銀行等への個人情報の第三者提供に該当するため、原則本人同意が必要となる。

●　前頁までの各留意点等を踏まえると、例えば、以下の事例において、銀行等による共同機関への個人データの提供に関して、①当該銀行等の利用者の同意が必要か否か、②当該銀行等において現在公表されている利用目的の範囲内といえるか否かについて、一般論として、以下のように整理することができるか。

【事例１】**「①委託の範囲内で顧客同意不要、②利用目的の範囲内」**

- 各銀行は、顧客から個人情報の提供を受けるにあたり、**「犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため」との利用目的**を**通知・公表**。

a.　共同機関は、各銀行から提供を受けた**個人データを銀行別に分別管理**し、他の銀行のものと**混ぜずに業務を実施**。

b.　共同機関は、各銀行の取引等を分析した**結果（個人データを含む）は、委託元の各銀行にのみ通知**し、他の銀行と**共有しない**。

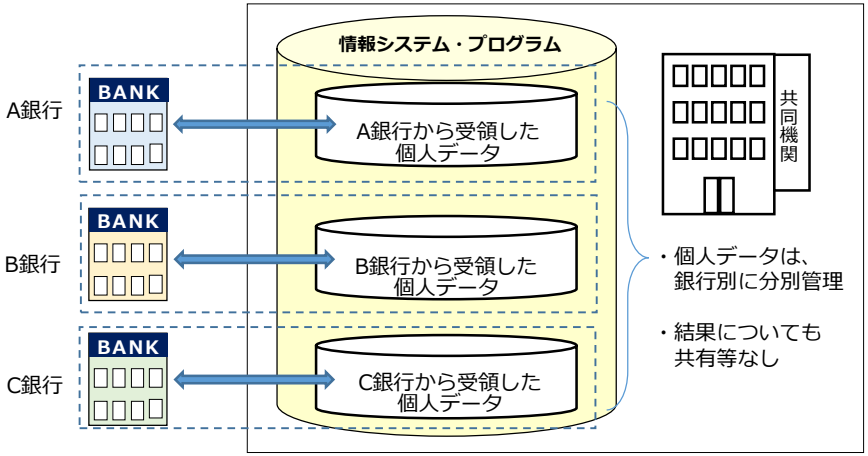

【事例２】**「①委託の範囲内で顧客同意不要、②利用目的の範囲内」**

- **左記a、bに加えて、**
- **各銀行から提供された個人データを基に機械学習**を通じて**生成された学習済みパラメータ（特定の個人との対応関係が排斥されたものに限る）を共有**し、**各銀行の分析で活用**。

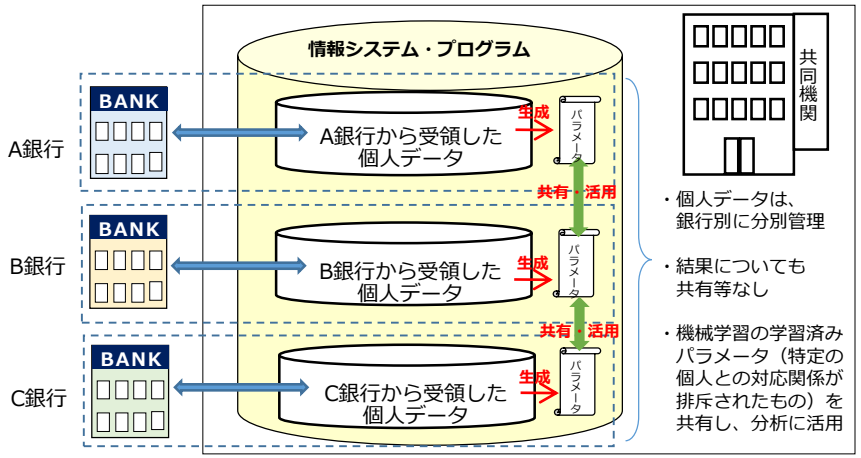

（参考）共同機関の業務フローのイメージ

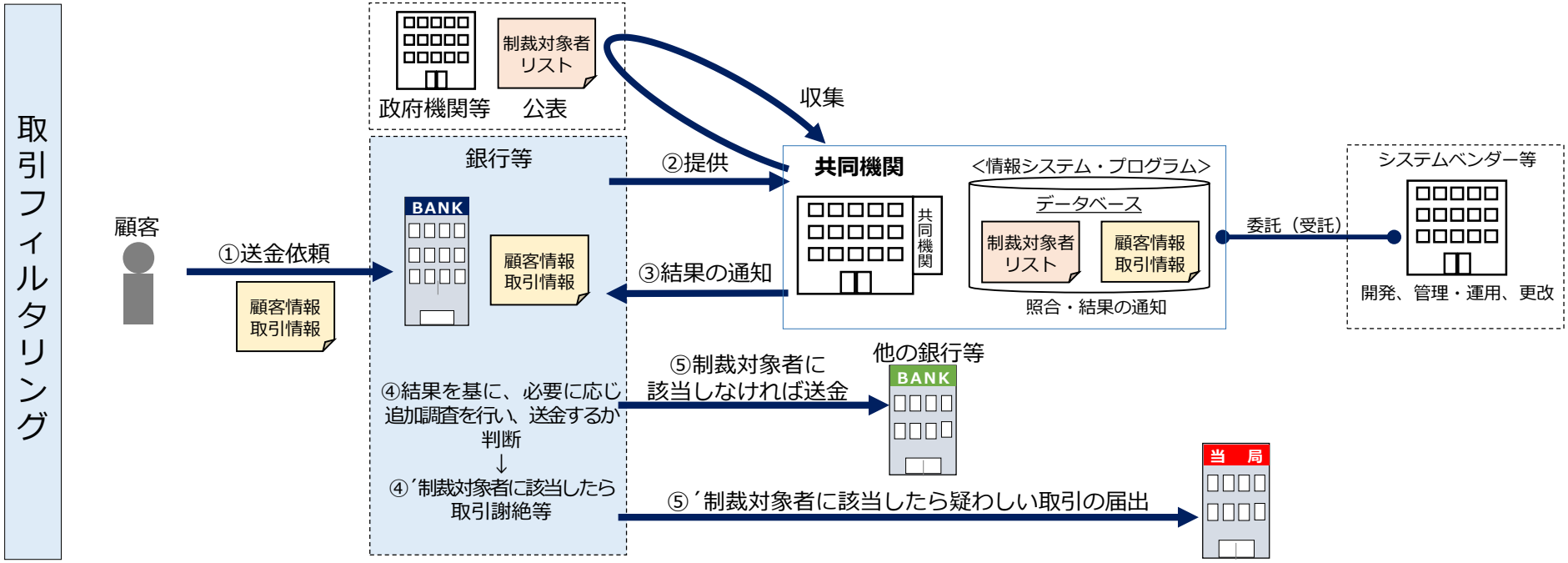

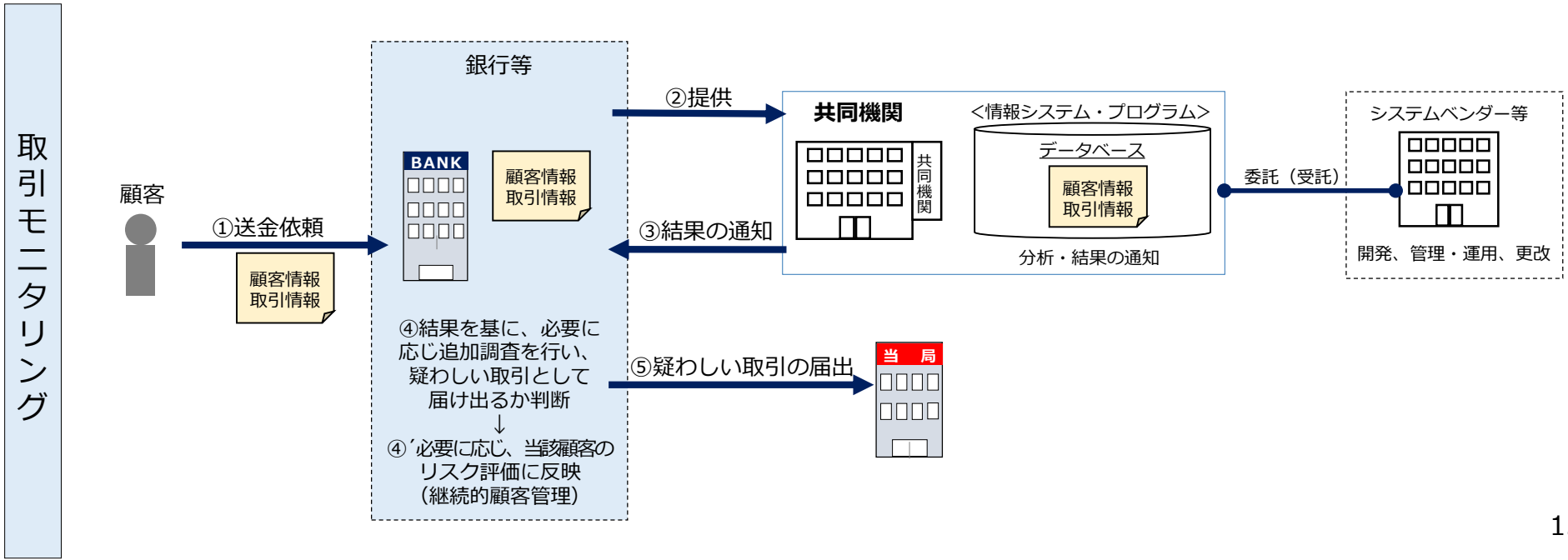

（参考）制裁対象者リストのサンプル

No. カタカナ氏名 （アルファベット氏名）

称号：

役職：

生年月日：

出生地：

別名：

確定に十分でない別名：

国籍：

旅券番号：国名 旅券番号：

ＩＤ番号：

住所：

国連制裁委員会による指定日　　年　月　日（改訂日　　年　月　日、　　年　月　日、　　年　月　日）

その他の情報：国連安全保障理事会決議第　　号　及び　に従い制裁リストに掲載（渡航禁止、資産凍結）。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：

（出所）外務省告示より金融庁作成

（参考）海外のAML/CFT業務の共同化の事例

（参考）海外のAML/CFT業務の共同化の事例①ーオランダ

○　オランダでは、５つの大手銀行が参加し、個々の銀行では検知できない異常な取引パターンを検知するシステムを構築することで、分析の高度化を図る取組みを実施している。
○　当該プロジェクトは、民間セクター主導のAML/CFTデータ共有のイニシアチブであり、将来的な展開のための法改正を必要としている。

TMNLの取組み（オランダ）

- **Transaction Monitoring Netherlands（TMNL）は、オランダの5銀行によるマネー・ローンダリング・テロ資金供与を示す可能性のあるシグナルを特定するために共同して為替取引をモニタリングする**協調イニシアチブ（事務局　注１）。
- **取引データの組合せの共同取引モニタリングを通じたこの取組みの主要な目標は、単独の銀行だけでは特定できない異常な取引のパターンの特定を通じたマネー・ローンダリングの発見の向上**である。共同モニタリングプラットフォームに加えて、**参加銀行は、オランダのAML法に基づく既存の義務に従って、自身の取引のモニタリングを継続する**。
- 参加するオランダの銀行によりプールされる取引データは、オランダで管理される銀行口座上で行われる取引に関連するものに限られる。長期的には、その他の銀行も参加できることが予想されている。運営開始後、**TMNLが異常な取引の可能性やマネーローンダリングその他の違法な活動の疑いを示唆する一連の為替についてフラグを立てると、決済チェーンの全ての参加者は、取引に関するアラートを受領する。受領銀行は、TMNLから受領したアラートを独自にレビューして、オランダの資金情報機関（FIU）に疑わしい取引に係る届出を行うか個別に決定する**（届出に関する決定はプラットフォームにて共有されない。）。
- FATF（2021）のレポート執筆時点では、プロジェクトは**法人顧客に関する為替情報**に焦点を置いている（事務局　注２）。
- このプロジェクトを進めるため、オランダの参加銀行は、データ保護当局、財務・司法・治安省、金融犯罪調査担当当局（Fiscal Information and Investigation Service）及びFIU等の政府当局と共同している。TMNLの組成は、オランダ政府が2019年に公表したマネーローンダリング・アクションプランに沿っている。このプランの一環として**マネーローンダリング・テロ資金供与対策法の改正法は、全面的な共同取引モニタリングを可能とする**ことが予想されている（事務局　注3）。**改正法は、オランダの銀行が、より多くの取引データや疑わしい取引に係る情報の共有できるようにし、取引モニタリングプロセスの外部委託に係る禁止を解除し、共同取引モニタリングプロセスにおいて、固有の個人識別番号であるCivil Service Numberの使用を可能とすることを目指している**（事務局　注４）。

（事務局　注１）FATF（2021）のレポート執筆時点では、TMNLのユーティリティは構築中。
（事務局　注２）今後、 special categories of personal data(特別な種類の個人データ)を含むすべての取引情報について「取引モニタリング」を行うことを想定。
（事務局　注３）FATF（2021）のレポート執筆時点では、 TMNLの活動を可能とする立法は策定中であり、国会には提出されていない。
（事務局　注４）金融機関間でのspecial categories of personal dataの共有を可能とする旨の法改正を予定している。
（出所）FATF (2021), *Stocktake on Data Pooling, Collaborative Analytics and Data Protection,* FATF, Paris, France,

（参考）海外のAML/CFT業務の共同化の事例②ーアメリカ

○　アメリカでは、USA PATRIOT ACT（以下「米国愛国者法」という。）314条(b)において、民間金融機関等の間において、マネロン又はテロリストが関与する活動に関連すると信じる合理的な根拠を有している場合に、テロリスト又はマネロンに関与している可能性のある個人等の情報を共有すること（あくまで任意）について、法令等に基づく責任を負わない旨規定している。

米国愛国者法（アメリカ）

- 多くの国では、金融グループ外での情報共有はデータプライバシーの要請から制約されるが、**アメリカにおいては、同一金融グループに所属しない金融機関の間でのAML／CFT情報の共有を許容するセーフハーバー規定が存在**する。
- **米国愛国者法314条(b)（金融機関の間の情報共有）**（事務局　注１）**は、複数の金融機関又はその協会は任意で他の金融機関にテロリスト又はマネロン活動の疑いのある個人、事業体、組織及び国に関する情報を共有することができる**旨規定。
- 米国愛国者法314条(b)は、「**テロリスト又はマネロンが関与している可能性がある活動の特定及び報告を目的として情報を送付、受領又は共有した金融機関又は協会は、**当該開示又は当該開示の対象となる者若しくは開示において特定される者への当該開示に係る通知義務の不履行に関して、いかなる米国の法律若しくは規則、州の憲法、法律若しくは規則、下位行政法令、契約又は法的に執行可能な合意（仲裁合意を含む。）に基づいても、**責任を負うことはない。**」と規定。
- 当該セーフハーバー規定に依拠するためには、**金融機関又は協会は、共有される情報がマネロン又はテロリストが関与する活動に関連すると信じる合理的な根拠を有していれば足り、それは314条(b)及びその執行規則に基づく適切な目的での情報共有となる**。従って、**金融機関又は協会は、洗浄されている特定の違法活動の収益を特定できない場合であったとしても、マネロンやテロリストが関与していると疑われる取引に関する情報を共有することができる**。
- セーフハーバー規定に基づく個人的に特定可能な情報の共有についての制限は設けられていない。また、セーフハーバー規定に依拠して共有される情報の種類や方法（ビデオ監視映像又はIPアドレスなどのサイバー関連データ等）についても制限は課されていない。**金融機関及びその協会は、セーフハーバー規定に基づいて共有される全ての情報のセキュリティ及び機密性を保護する十分な手続を維持しなければならず**、**当該情報を314条(b)及びその執行規則に定める目的のためにのみに使用しなければならない**。
- SAR（事務局　注２）の届出につながった、又はつながる可能性のあるテロ資金供与又はマネー・ローンダリングに関する情報を共有することは認めているが、**314条（b）は参加金融機関に対しSARそのもの又はSARの存在を明らかにするような情報の開示は認めていない**。

（事務局　注１）USA PATRIOT ACT 314条(b)による民民間の情報共有の実績については、次の通り。7,000以上の金融機関等を含む8400ユーザーの登録（2019年12月時点）、314条(b)の情報共有を参照した疑わしい取引の届出15,861件（2019年度）、314条(b)の情報共有を参照して疑わしい取引の届出を行った金融機関数1,236件（2019年度）。
（事務局　注２）Suspicious Activity Reportsの略。
（出所）FATF (2021), *Stocktake on Data Pooling, Collaborative Analytics and Data Protection,* FATF, Paris, France,
FinCEN（2020）, Section 314(b) Fact Sheet
FinCEN（2020）, Information Sharing Insights

（参考）海外のAML/CFT業務の共同化の事例③ーシンガポール

○　シンガポール金融管理局（MAS）は、2021年10月にAML／CFTのための金融機関の間の情報共有プラットフォームについてのコンサルテーションペーパーを公表し、法的なフレームワークの導入及び金融機関が相互に情報共有を行う安全なデジタルプラットフォーム（MASが所有・運営する「COSMIC」）の開発を提案（事務局　注１）。

MASが提案するフレームワーク（シンガポール）

MASは、COSMIC上で共有するリスク情報を管理する法的なフレームワークを導入する。これにより、情報の共有はAML/CFTの目的に限定され、かつ、適切な方法で行われ、金融機関が顧客の不正行為を疑う合理的な理由があるか調査したり、顧客が疑わしい取引を実施していることを他の金融機関に警告したりすることが可能になる。

提案されたフレームワークの下で、**金融機関が顧客に係るリスク情報の他の参加金融機関への提供を求められる又は提供が可能となる前に、まず顧客が複数の高リスクの振舞い又は重大な金融犯罪の示唆を示すこと**（**「レッドフラグ」**（事務局　注2））**が必要**である。

（情報の共有方法）

提案されたフレームワークの下で、**金融機関は、①Request、②Provide、③Alertの３つの方法を通じてリスク情報を他の金融機関と共有することができる**ものとされている。

Request：　顧客が何らかレッドフラグが立つような行動を示し、**金融機関がその顧客が違法な活動に関与しているかを評価するためにより多くのリスク情報を必要とする場合、金融機関は他の金融機関に対して当該顧客に関する情報を要求できる**。

Provide:　**顧客の異常な取引が一定の閾値を超え、顧客が違法な活動に関与しているリスクが高いことを示している場合、金融機関は当該顧客の当該取引に関する情報を他の金融機関に積極的に提供しなければならない**。

Alert：　顧客の取引が高い閾値のレッドフラグを示し、**金融機関が当該顧客に関する疑わしい取引の届出を行い取引の解消を決定した場合、当該金融機関は、COSMICのウォッチリストに当該顧客に関する警告を掲載する必要**がある。RequestやProvideと同様に、金融機関は提出書類の中で、レッドフラグや顧客に関するリスク情報など、懸念の理由を説明する必要がある。COSMICに参加している金融機関は、見込み客や既存客がウォッチリストに登録されているかを確認し、見込み客や既存顧客に対するAML/CFT評価の一環として、リスク情報を使用する必要がある。

（情報の共有・使用の法的基盤）

情報共有の目的及び機密性

・COSMIC上での**リスク情報の共有はAML／CFT目的でのみ許容**

・金融機関には**不適切な情報共有の防止措置**及び**情報セキュリティ違反の防止措置の導入を要求**

民事責任からの法定の保護

・参加金融機関が**合理的な注意を払い、誠実に行為した場合にはCOSMICへの情報開示に関する民事責任の免除**を意図

金融機関の現地及び海外の関連会社並びに第三者との情報共有

・法令で認められた場合を除いて、**金融機関及び従業員による他者への情報開示を禁止**（違反は刑罰の対象）

・違反の調査・起訴の促進や（海外の関連会社の場合も含む）グループレベルのマネロン等のリスク管理目的等での一定の開示は許容

その他の情報共有にあたっての義務

・開示情報の正確性・完全性の確保、所定の方法等に従った開示の確保、開示情報の保全に係るシステム等の構築・実行義務等

（事務局　注１）MASによると、COSMICは2023年中ごろに提供を開始予定。

（事務局　注２）レッドフラグは、主要なリスク分野（法人格の悪用、貿易ベースのマネロン、拡散金融）における国内及び国外の過去事例の類型に基づいている。これらの指標は、犯罪者の手法の進化に伴い調整される。レッドフラグの詳細や組合せは、回避を防ぐために、秘密にしておく必要がある。

（出所）Monetary Authority of Singapore(2021),CONSULTATION PAPER ON FI-FI INFORMATION SHARING PLATFORM FOR AML/CFT